

令和4年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

令和4年9月6日

9月6日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第8 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
4番	芹	川		幹	5番	鈴	木	健	夫
6番	山	田	宏	一	7番	栗	山	雅	幸
8番	石	橋	清	勝	9番	平	川	君	子
10番	寺	島	美	幸	11番	海	老	澤	武
13番	高	松	多	可史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員は3名、その氏名は下記のとおり

3番	熱	田	英	夫	12番	飯	森		孝
17番	鵜	澤	幹	司					

事務局職員出席者

事務局長	飯	田	利	彦	管理班長	石	毛	明	子
農地班長	滑	川	典	文	主査	高	橋	亮	太郎

開会 午後 2時56分

議長

早速ですが、総会のほうを開始させていただきます。

まずは、本日の出席委員の確認をいたします。本日は、欠席委員が3番の熱田英夫委員、12番 飯森 孝委員、それから、17番 鵜澤幹司委員の3名が欠席でございます。

ただいまから令和4年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 まず初めに、議事録署名委員の選出をいたします。

このことについて議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、6番 山田宏一委員、13番 高松 多可史委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 次に、会期及び本日の提出議案について、お諮りをいたします。

この総会の会期は本日限りとし、提出議案は日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 では、日程に従い、議案の審査を行います。

日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。
令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番及び3番は、譲渡人が農業経営の廃止のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番、譲渡人が相続財産処分のため、売買により所有権移転をするものです。

以上、4件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 寺島美幸委員。

10番寺島委員 去る8月26日、金曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は4件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、3番 熱田英夫委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売

買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号2番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、13番 高松 多可史委員。

13番高松委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、細野推進委員さんには電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っておらず、また、香取市内に当該農地2筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅前であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後の整理番号4番については、私の案件であります、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っておらず、また、香取市内に当該農地1筆のみの所有であるため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは4ページから6ページで、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番、転用目的は資材置場用地です。権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号2番及び3番、こちらは同一事業であります。転用目的は、2番は専用住宅用地、3番はその進入路用地です。権利の内容は、いずれも使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号4番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号5番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号6番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は建て売り分譲住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号8番、転用目的は資材置場及び駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

以上、8件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 寺島美幸委員。

10番寺島委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明を願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、寺嶋推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

県道〇号線、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の信号を東に〇〇メートルくらい進んで、右に〇メートルくらい入った場所です。

本件は、譲受人は〇〇市に所在する建材業などを営む法人ですが、現在業務用資材を主に親族の土地に仮置きしているため、今後経営規模を拡大することを考慮し、業務用資材置場を整備するものです。

また、申請地は、令和4年7月21日付で農業振興地域整備計画に定める農用地区域より

指定が解除されております。

申請地では、埋立てなどは行いません。排水については、雨水のみで敷地内にて浸透処理となります。

また、隣接する農地との境界に土石堤を設け、土砂などの流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番、3番について、3番 熱田英夫委員でございますが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果をご説明します。

なお、整理番号3番は同一関連事業ですので、一括してご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より北東の方角約〇〇メートルに位置し、周囲は住宅地となっています。

本件は、譲受人は配偶者の実家に仮住まいをされており、手狭であるため、親の所有地である申請地に専用住宅を建築し、また、接道のため進入路を整備するものです。

なお、進入路用地については、主に農作業などの用途とのことですが、既にコンクリート舗装がされているため、始末書が提出されています。

申請地では、埋立等を行いません。排水については、雨水は道路側溝へ流し、汚水・雑排水は公共下水道へ流します。また、隣接する農地とは高低差もないため、土砂等流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障が生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号4番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より南に〇〇メートルくらい行ったところ、それで、この道路に草が生えていて車が擦れ違いできないほどの狭いところなんですけれども。

本件は、譲受人は現在アパート住まいですが、手狭であるため、祖父の所有地である申請地に専用住宅を建築するものです。

また、申請地は、令和4年7月21日付で農業振興地域整備計画に定める農用地区域より指定が解除されております。

申請地は埋立等を行いません。排水については、雨水は浸透ますにより敷地内で浸透処理をし、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、蒸発装置により敷地内で処理いたします。

また、隣接する農地と高低差もありません。土砂等の流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号5番について、推進委員の伊東さんと現地調査等を行った結果を説明します。

本件は、譲受人は市内に本店のある〇〇〇〇〇〇事業などを営む法人ですが、事業拡大に伴う業務用車両の増加により駐車場が不足しているため、本社の隣接地である申請地に業務用の駐車場を整備するものです。

また、申請地は、令和4年7月21日付で農業振興地域整備計画に定める農用地区域より指定が解除されております。

申請地では埋立等を行いません。排水については、雨水のみで敷地内にて浸透処理となります。

また、隣接する農地との境界にコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番、7番について、12番 飯森 孝委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号6番について、現地調査等を行った結果をご説明します。

場を設置し、また、増員予定の社員と来客用の駐車場を整備するものです。

申請地では、埋立等はいりません。排水については、雨水のみで敷地内にて浸透処理いたします。

また、申請地は隣接する農地より低地であるため、土砂等の流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは7ページから21ページで、整理番号は1番から40番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上40件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑なしといたします。

次に、採決をいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは22ページから27ページで、整理番号は1番から9番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上9件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第4号 整理番号5番について審議をいたします。

本件の審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号5番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号のうち、整理番号5番を除く8件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号のうち、整理番号5番を除く8件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号のうち、整理番号5番を除く8件については、原案のとおり決定いたします。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、3件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
通知は、19件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
届出は、1件であります。

◎日程第8 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和4年9月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
届出は、2件です。

◎閉 会

議 長 ありがとうございます。

以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時34分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人